

第 21 号議案

神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例の件
神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例

神戸市立水産体験学習館条例（平成10年 1 月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第 5 条 前条第 1 号に掲げる施設若しくはその附属設備を使用しようとする者又は同条第 2 号に掲げる施設若しくはその附属設備若しくは同条第 3 号に掲げる施設の下線全部又は一部を独占して使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第 5 条 前条第 1 号に掲げる施設若しくはその附属設備を使用しようとする者又は同条第 2 号に掲げる施設若しくはその附属設備若しくは同条第 3 号に掲げる施設の下線全部を独占して使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第10条関係）

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 臨海休養広場の使用料

施設		使用料
名称	面積の概数（単位平方メートル）	
臨海休養広場1	3,000	1平方メートル1時間につき 1円
臨海休養広場2	2,000	

備考

1 [略]

2 1時間未満及び1平方メートル未満の端数は、それぞれ、1時間及び1平方メートルとして計算する。

改正前

別表第1（第10条関係）

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 臨海休養広場の使用料

施設		使用料				
名称	面積の概数（単位平方メートル）	使用時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午前9時から午後6時までの時間以外の時間（30分につき）及び時間超過使用料（30分につき）
			臨海休養広場1	3,000	平日	
		日曜日及び祝日	10,000円	10,000円	10,000円	1,900円
		使用時間区分	午前（午前9時から午後1時まで）	午後（午後1時から午後5時まで）		午前9時から午後5時までの時間以外の時間（30分につき）及び時間超過使用料（30分につき）
臨海休養広場2	2,000	平日	8,000円		8,000円	1,000円
		日曜日及び祝日	10,000円		10,000円	1,300円

備考

1 [略]

2 30分未満及び1日未満の端数は、それぞれ、30分及び1日として計算する。

3 この表において、「平日」とは日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国

(2) [略]

別表第2 (第10条関係)

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき1,200円。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、2,400円
[略]	[略]

備考 [略]

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) [略]

別表第2 (第10条関係)

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき1,200円。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、2,400円
[略]	[略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立水産体験学習館条例第5条第1項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

理 由

神戸市立水産体験学習館の使用料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。